



鳥取県公報

平成13年 5月15日(火)

第 7 2 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出 (314) (経営商業課) 1
	保安林の指定施業要件の変更予定について (2件) (315・316) (森林保全課) 1
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (317) (都市計画課) 2
公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室) 3

告 示

鳥取県告示第314号

平成12年鳥取県告示第712号(大規模小売店舗に関する変更事項の届出について)により告示したジャスコ鳥取北ショッピングセンターウエストコートに係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第3項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年 5月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村

鳥取市

2 意見の概要

ジャスコ鳥取北ショッピングセンターウエストコートの閉店時間の繰下げによって、騒音の影響はほとんどないと予想されているが、今後、周辺の住宅地に対する騒音がさらに増加することのないよう、設置者において十分配慮されたい。

3 縦覧に供する期間

平成13年 5月15日から 1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

鳥取県告示第315号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3

において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成13年 5月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市高路字曲り谷948の36
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第316号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成13年 5月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字小河内字奥山935の338から935の341まで、字山ノ神784の4、784の5
 - 2 指定の目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、河原町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年 5月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画下水道 米子市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成12年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成13年 5月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

実 施 機 関	開示請求件数	処 理 状 況			
		全部開示	部分開示	非 開 示	不 存 在
知事（知事部局）	5	4	1	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0
病院事業管理者	2	2	0	0	0
教育委員会	11	11	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
合 計	18	17	1	0	0

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

実施機関	開示請求の件数
知事	42
教育委員会	580
人事委員会	433

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の3実施機関のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正請求及び処理状況

請求なし

5 不服申立て件数及び処理状況

請求なし